

別紙

諮問第1054号、第1104号

答 申

1 審査会の結論

「株式会社〇〇が東京都第二再開発事務所の職員に提出した東京都知事宛て文書についての收受起案文及び收受文書」及び「株式会社〇〇が東京都第二市街地整備事務所に提出した文書を東京都が收受したことが分かる起案文及び東京都で收受した文書」について、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した実施機関の決定は、いずれも妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号。以下「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った別表に掲げる本件請求文書1及び2の開示を求める請求（以下それぞれ「本件開示請求1」及び「本件開示請求2」という。）に対し、東京都知事が平成28年9月14日付け及び平成29年7月27日付けでそれぞれ行った非開示決定について、その取消しを求めるというものである。

(2) 審査請求の理由

審査請求書及び意見書における審査請求人の主張を要約すると、以下のとおりである。

ア 諮問第1054号について

(ア) 存在しなければならない文書と起案に関する文書が非開示決定され、不服があるので、審査請求を申し立てた。

(イ) 今後東京都議会、裁判で使用を予定する重要な文書であるにもかかわらず非開示にし、審査請求人の不利益処分であることが明らかなため。

(ウ) 東京都を信用し、私が代表取締役として売買契約書に独断で印を押したため、会社役員に責められ、東京都に対してアクションを起こしていることの証明とするための文書を握りつぶしたことは重大な作為である。平成〇年〇月〇日の文書は私が書いた文書であり、なければならぬ大事な文書で、契約をしたことで会社に対して多大な損害を与えたため、東京都に対しアクションを起こしているという大事な文書であり、私は文書を知事まで上げるよう、職員のサインまでもらい約束を確認した。

(エ) 建物は使い勝手が悪く営業ができない。何度苦情を言っても馬耳東風、二十余年経っても東京都は他人事のように考えている。

平成〇年頃に買戻しの実行の文書をもらい、1つの条件が出た。まだいろいろな条件案を模索しているものと思って期待していたが何の回答もしてこない。私は都民の財産と生命を守る国家事業ということで、反対の理由もなく、事業に協力しているのに、公僕は私一人の苦情を解決できないのか。譲り合いの精神で協力したはずが、最終的には犠牲者になってしまった。

イ 諮問第1104号について

(ア) 東京都第二市街地整備事務所（処分庁）が集団で本件を隠ぺいし開示しないとしていることは、東京都知事である小池百合子は適式な審議をし、審査庁の義務を果たし開示すべき文書を適式に開示せよ。

(イ) 今後東京都議会、裁判で使用を予定する重要な文書であるにもかかわらず非開示にし、審査請求人の不利益処分であることが明らかのため。

(ウ) この建物は工場としての設計として建てた物件で事務所、倉庫、品物を販売する会社には適さない。それを知りながら東京都はだまして売りつけた。50万都民の生命財産を守るための事業と言うので、気持ちよく協力することとし、何も反対せず東京都を信用し言うなりにまかせた。それをよいことに一番使い勝手の悪い場所をあてがい、入居すると営業ができない。事業に協力して、最低生活をすする羽目になるとは夢にも思わなかった。

(エ)販売時の価格の計算方法を開示するよう言っても前職員が計算したので分からないとし、分譲時の販売価格の開示を再々言っても個人情報と言ってごまかす。知る権利を妨害している。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

理由説明書及び口頭による説明における実施機関の主張を要約すると、以下のとおりである。

(1) 諮問第1054号について

本件開示請求1は、特定の法人が、平成〇年〇月〇日付けで東京都第二再開発事務所（東京都第二市街地整備事務所の前身）に提出した文書等の開示を求めたものである。

なお、審査請求人は、開示請求書を提出する際、平成〇年〇月〇日付文書の内容を示すものとして、当該開示請求書の別紙（「公文書の件名又は内容」欄に別紙1、2と記載されている。）により、特定の法人の直筆を含む文書を請求内容として示した。

これらの文書等が存在しているか否かを答えることは、当該法人が東京都に対して意思表示したか否か、並びに第二再開発事務所の所管する事業において、当該法人が一定の利益又は不利益を受ける立場にあること又はあったこと及びそれらに関連する個別的な主張又は申入れ等を行ったことを公にすることにつながり、特定の法人が東京都との間でトラブルを抱えているとの憶測を招きかねず、法人の事業運営上の地位その他社会的な地位を損なうものと認められる。

よって、本件開示請求1において、開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えることは、条例7条3号に規定する非開示情報を開示することとなるため、条例10条の規定に基づき当該公文書の存否を明らかにしないで開示請求を拒否したものである。

(2) 諮問第1104号について

本件開示請求2は、特定の法人が、平成〇年〇月〇日、同月〇日及び同年〇月〇

日付けで第二市街地整備事務所に提出した文書等の開示を求めたものである。

これらの文書等が存在しているか否かを答えることは、当該法人が処分庁に対して意思表示したか否か、並びに第二再開発事務所の所管する事業において、当該法人が一定の利益又は不利益を受ける立場にあること又はあったこと及びそれらに関連する個別的な主張又は申入れ等を行ったことを類推させることとなる。

個別的な主張又は申入れ等の存在が公となった場合、当該法人が何らかのトラブルを抱えているとの憶測を招きかねず、法人の事業運営上の地位その他社会的な地位を損なうものと認められる。

よって、本件開示請求2において、開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えることは、条例7条3号に規定する非開示情報を開示することとなるため、同条例第10条の規定に基づき当該公文書の存否を明らかにしないで開示請求を拒否したものである。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

審査会は、本件審査請求について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成28年12月19日	諮問（第1054号）
平成29年11月08日	諮問（第1104号）
平成29年12月20日	新規概要説明（第185回第一部会）
平成30年 1月24日	実施機関から理由説明書收受 （第1054号及び第1104号）
平成30年 1月30日	実施機関から説明聴取（第186回第一部会）
平成30年 2月22日	審査請求人より意見書收受（第1054号）

平成30年 2月27日	審査請求人より意見書収受（第1104号）
平成30年 2月28日	審議（第187回第一部会）
平成30年 4月26日	審議（第188回第一部会）

（2）審査会の判断

審査会は、実施機関及び審査請求人の主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 審議の併合について

諮問第1054号及び第1104号については、審査請求人が同一であること及び審査請求の趣旨が関連するものであることから、審査会は、これらを併合して審議することとした。

イ 第二市街地整備事務所の事業について

本件の実施機関である第二市街地整備事務所では、「土地区画整理事業」、「市街地再開発事業」及び「道路整備と一体的に進める沿道まちづくり」等、既成市街地での面整備を主に所管している。

ウ 本件各審査請求に係る請求文書について

本件審査請求に係る請求文書は、別表に掲げる「本件請求文書1」及び「本件請求文書2」である。

実施機関は、本件請求文書1及び2について、その存否を答えるだけで、条例7条3号に規定する非開示情報を開示することとなるとして、条例10条に基づきその存否を明らかにせずに開示請求を拒否する決定をそれぞれ行った。

エ 条例の定めについて

条例7条3号本文は、「法人（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）その他の団体（以下「法人等」という。）に関する情報又は事業

を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるもの」を非開示情報として規定している。

また、同号ただし書は、「イ 事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある危害から人の生命又は健康を保護するために、公にすることが必要であると認められる情報」、「ロ 違法若しくは不当な事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある支障から人の生活を保護するために、公にすることが必要であると認められる情報」、「ハ 事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある侵害から消費生活その他都民の生活を保護するために、公にすることが必要であると認められる情報」のいずれかに該当する情報については、同号本文に該当するものであっても開示しなければならない旨規定している。

条例10条は、「開示請求に対し、当該開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。」と規定している。

オ 本件請求文書の存否応答拒否の妥当性について

審査会が確認したところ、本件開示請求1は、特定の法人が実施機関に提出した文書を実施機関が収受した際の起案文と収受文書の開示を求めるものであり、当該法人が提出したとする具体的な文書が添付されており、その内容は実施機関が所管する再開発事業に関する意見等であった。

仮に当該法人が実施機関に対して再開発事業に関する意見を提出したという事実が存する場合、その文書の存在が明らかになると、当該法人が実施機関との間で再開発事業に関して、何らかのトラブルを抱えているとの憶測を招きかねない。

また、本件開示請求2は、具体的な文書の内容は明らかにされていないものの、本件開示請求1で文書を提出したとされる法人が複数の特定の日付で実施機関に提出したとされる文書について、実施機関が収受した際の起案文と収受文書の開示を求めるものであった。

本件開示請求1で当該法人が文書を提出したとされる日付から本件開示請求2で同法人が文書を提出したとされる日付まで20年以上が経過しているが、実施機関

によると、事業終了後2年以上経過してから、その事業の関係者と文書のやり取りをするということは一般的でないとのことである。

そのことを踏まえると、仮に、特定の法人が長年にわたり、複数回、実施機関宛てに文書を提出したという事実が存する場合、文書の具体的な内容が明らかでないとしても、それらの文書の存在が公になると、当該法人と実施機関との間に通常の事務処理とは異なる事務処理がなされている事情がある、あるいは何らかのトラブルが発生している等が容易に推測され得る。

以上のことから、本件請求文書1及び2の存否に関する情報は、公にすることにより、当該法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれるものであると認められることから、条例7条3号に該当し、その内容及び性質から同号ただし書のいずれにも該当しない。

したがって、本件請求文書1及び2の存否を明らかにすることにより、条例7条3号に該当する非開示情報を開示することとなると認められるので、条例10条の規定により本件開示請求を拒否した実施機関の決定は、妥当である。

なお、条例が定める開示請求制度は、何人に対しても、請求の目的いかなを問わず開示請求を認める制度であることから、決定の判断に当たっては、開示請求者が誰であるかは考慮されないものであって、たとえ審査請求人が自身の提出したと主張する文書に係る内容について開示を請求したとしても、決定の結論を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

樋渡 利秋、浅田 登美子、神橋 一彦、塩入 みほも

別表

本件請求文書		諮問番号
1	<p>平成○年○月○日に株式会社○○が東京都第二再開発事務所の職員に提出した東京都知事宛文書（別紙1、2）について</p> <p>1 収受起案文</p> <p>2 収受文書</p>	第1054号
2	<p>平成○年○月○日、平成○年○月○日、平成○年○月○日に株式会社○○が東京都第二市街地整備事務所に提出した文書を東京都が収受したことがわかる収受起案分及び東京都で収受した文書（写し可）</p>	第1104号